

茨城町雇用対策協定

茨城町(以下「町」という。)及び厚生労働省茨城労働局(以下「労働局」という。)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、町及び労働局が相互に連携し、町の少子高齢化・人口減少並びに多様に変化する雇用情勢に迅速に対応するため、人材確保支援、若者の地元就職支援、女性や高齢者、障がい者、及び転入者の就業支援などの雇用に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的とする。

(事業内容等)

第2条 町及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

(要請等)

第3条 町長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、これに誠実に対応するものとする。

(運営協議会等)

第4条 町及び労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

2 運営協議会は、毎年度開催することとし、本協定の目的達成に必要な協議等を行うものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく取組において、町及び労働局が相互に保有する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合はこの限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、町及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、茨城町長、厚生労働省茨城労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月18日

茨城町長

小林 宣 夫

厚生労働省茨城労働局長

澤口 浩 司